

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「愛知県 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

(国家戦略特別区域法第19条に規定する農地等効率的利用促進事業)

常滑市と常滑市農業委員会との同意に基づき、常滑市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、常滑市長が行う。【直ちに実施】

(2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(平成28年4月1日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる法人が、農地法等の特例を活用した特例農業法人となって、常滑市内において農畜産物の生産・加工・販売を行う。

① 株式会社ブルーチップファーム (愛知県常滑市) [営農作物：果物等]

【直ちに移行】

② 株式会社デイリーファーム (愛知県常滑市) [営農作物等：採卵鶏、野菜]

【直ちに移行】

(3) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(令和2年3月31日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる法人が、自社や設置場所の存する市町村内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① 株式会社ブルーチップファーム (愛知県常滑市)

設置場所：愛知県常滑市内【平成27年度より実施】

② 株式会社デイリーファーム (愛知県常滑市)

設置場所：愛知県常滑市内【平成28年度より実施】

③ 郊外田園クラブ株式会社 (愛知県日進市)

設置場所：愛知県日進市内【平成30年度より実施】

- (4) 名称：農業への信用保証制度の適用 関連事業
内容：農業への信用保証制度の適用
(平成 30 年 7 月 1 日から規制の特例措置が全国展開)
愛知県が、新たな制度融資を創設し、商工業とともに農業を営む中小企業者等が、愛知県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。【直ちに実施】
- (5) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業
内容：保険外併用療養に関する特例
(令和 4 年 4 月 1 日から規制の特例措置が全国展開)
以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。
- ① 名古屋大学医学部附属病院（名古屋市昭和区）【平成 27 年度より実施】
(例) 13-cis レチノイン酸、GD2 抗体のハイリスク神経芽腫への適用など
- ② 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター（名古屋市中区）
【平成 27 年度より実施】
(例) がんや血液疾患における分子標的治療や細胞療法など
- ③ 名古屋市立大学病院（名古屋市瑞穂区）【平成 28 年度より実施】
(例) ロボット支援腹腔鏡下腎盂形成術など
- (6) 名称：公立国際教育学校等管理事業
内容：公立学校運営の民間開放に係る学校教育法等の特例
(国家戦略特別区域法第 12 条の 3 に規定する公立国際教育学校等管理事業)
民間が主体となった学校運営により、生産現場のニーズに対応した人材を育成するため、県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理を民間事業者へ委託する。【平成 29 年 4 月より開始】
- (7) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業
内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例
(令和 3 年 6 月 9 日から規制の特例措置が全国展開)
新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手で

もある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、愛知県及び名古屋市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、1月から2週間に短縮する。【平成28年1月より実施】

(8) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

(令和4年3月10日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる事業者等が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

① キャリオ技研株式会社（名古屋市中村区）【平成28年7月より実施】

② 株式会社プロドローン(名古屋市中区)【平成28年7月より実施】

③ 一般社団法人飛行体空間協議会(岐阜県郡上市)【平成28年10月より実施】

(9) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(令和7年1月1日から規制の特例措置が全国展開)

愛知県が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【平成29年4月より実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

(令和7年1月1日から規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、愛知県が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【令和4年度中に実施】

(10) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(令和4年3月17日から規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の地域団体が、それぞれの公道を活用し、各施設等を設置することにより、来街者の利便性向上や良好な景観の形成を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第1号の施設等とする。

(事業実施の際は、道路植樹帯の維持管理や清掃活動、放置自転車の整理などの措置を併せて講ずる。)

① 名古屋駅地区街づくり協議会

- ・市道広井町線、市道広井町駅前線、市道広井町第3号線、県道名古屋津島線、市道泥江町線、市道錦通、市道駅西第1号線（別紙1）

【平成29年4月より設置】

(11) 名称：国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

内容：外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(平成31年4月1日から規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、愛知県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】

(12) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、愛知県全域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年6月を目途に実施】

(13) 名称：国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

内容：テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

(令和4年3月31日から規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域法第20条の5第1項に規定する登録を受けた薬局開設者が、次に掲げる区域(同法第20条の5第2項に規定する特定区域)において、薬剤師に遠隔診療で交付された処方箋に基づき、テレビ電話装置等を用いて、薬剤遠隔指導等を行わせる事業であって、同条第1項第1号から第3号までに掲げる要件のいずれにも該当する事業(処方箋薬剤遠隔指導事業)を行う。

- ① 西尾市一色町佐久島、新城市、知多郡南知多町日間賀島、知多郡南知多町篠島、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村【平成30年度中に実施】

(14) 名称：国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業

内容：道路運送法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の2に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業)

一般社団法人日間賀島観光協会が、愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字西浜地先を起点及び終点とし、同町大字日間賀島字小戸地地先を主たる経過地とする循環路線において、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。【平成31年7月を目途に実施】

(15) 名称：保安林の指定の解除手続期間の短縮 関連事業

内容：保安林の指定の解除手続期間の短縮

(令和3年12月14日から規制の特例措置が全国展開)

愛知県企業庁が行う以下の事業について、保安林の指定の解除に必要な代替施設等が確実に講じられること等を確認した場合は、速やかに保安林の指定の解除の「確定告示」を行う。

- ① 実施区域：愛知県西尾市吉良町及び善明町地内
事業内容：次世代自動車産業の振興と更なる産業集積を図るため、企業用地を造成する。【令和5年度を目途に実施】
- ② 実施区域：愛知県豊田市下山田代町及び蕪木町地内

事業内容：モノづくりの技術革新を支える自動車産業の研究開発機能の集積を図るため、企業用用地を造成する。【令和2年度を目途に実施】

(16) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例
(令和3年9月27日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。

① 愛知県全域【直ちに実施】

(17) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例
(令和5年3月31日から規制の特例措置が全国展開)

愛知県が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和4年度中に実施】

(対象)

- ① 愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けている企業
- ② 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けている企業
- ③ 新あいち創造研究開発補助金の交付を受けている企業
- ④ アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区において以下の特定国際戦略事業を実施する企業（愛知県内に事業所を有する企業に限る。）
 - ア) ボーイング787等量産事業
 - イ) 関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業
 - ウ) Mitsubishi Space Jetプロジェクト事業
 - エ) ボーイング777X開発・量産事業
 - オ) 宇宙機器開発・供給事業

(18) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 5 に規定する課税の特例措置活用事業)

① 名古屋市・障がい者芸術活動国内外発信のための国際拠点整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

障がい者アートの中核となる芸術産業の国際的な経済活動拠点を整備し、障がい者の社会活動を推進することで、新たな産業の創出・創業及び雇用の促進を図る。

b) 当該事業が行われる区域 愛知県名古屋市北区黒川本通二丁目 40 番地

c) 当該事業の実施期間 令和 5 年 4 月から令和 6 年 5 月まで

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 13 条第 3 号

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

障がい者アートを軸とした拠点の整備により、外国人を含めた最適な雇用環境の整備を図り、国内外の芸術収集家を呼び込むアート観光の促進や、障がい者アーティストの作品や創作活動等の取組の情報を国内外へ発信するプラットフォームの形成を図ることは、創業及び雇用を促進することから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する取組みと位置づけられ、愛知県における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 株式会社 A J クリエイト (名古屋市北区)

② 名古屋市・インド建設人材還流プラットフォーム形成事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

我が国における建設人材を確保するとともに日本の建設業のノウハウなどをマスターするインドの建設人材が国内で活動するための国際的な経済活動拠点を整備し、インド建設人材を日本国内の建設現場につなぐことを推

進することで、新たな産業の創出・創業及び雇用の促進を図る。

b) 当該事業が行われる区域 愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目2番32号

c) 当該事業の実施期間 令和6年10月から令和6年12月まで

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第13条第2号

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

我が国では建設人材が不足する中、インドからの建設人材が我が国の建設会社への就業や来日時における生活支援を行うためプラットフォームの形成を図ることは、創業及び雇用の促進することから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する取組みと位置づけられ、愛知県における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 アイティップス株式会社（名古屋市昭和区）

(19) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

① 北名古屋市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙2

【令和5年度より実施】

(20) 名称：認可外保育施設における指導監督基準に関する特例事業

内容：外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事項)

以下に掲げる地域において、認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものについては、保育士等の資格を有する者が保育に従事する者の3分の1未満であっても、外国の保育資格を有する者を配置するなど一定の要件を満たした場合、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)に規定する保育に従事する者の数及び資格の要件に適合したものとみなし、外国語による保育の需要に対応する。

- ① 愛知県岡崎市が認可外保育施設に対する指導監督を実施する以下の地域
・岡崎市全域【令和6年度より実施】

(21) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例
(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した留学生であって、さらに当該地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた者については、卒業後の就職活動延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

- ① 愛知県全域【直ちに実施】

(22) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援

(国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

- ① インド建設人材還流プラットフォーム形成事業

アイティップス株式会社が、インドからの建設人材の我が国の建設会社への就業や来日・在留時の生活支援を行う等のプラットフォームの形成を図る、創業及び雇用の促進に係る事業(国家戦略特別区域法施行規則第1条第3号に該当するもの)を行うことにより、教育・雇用分野における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

- ② 半導体検査工程革新AIシステム研究・開発事業

株式会社BF AIセミコンダクタソリューションズが、半導体製造時の外観目視等検査に係る省人化可能なAIシステムや、当該検査精度向上のための再学習等が可能なプラットフォーム機能などの研究・開発を図る、創業及び雇用の促進に係る事業(国家戦略特別区域法施行規則第1条第3号に該当するもの)を行うことにより、成長産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

- ③ 自動車産業を始めとするモノづくり産業の基盤強化に資する物流 GX・DX 推進事業

伊勢湾海運株式会社が、モノづくりに係る産業貨物の取扱いの安定化や物流 GX・DX に資する物流施設の整備により、サプライチェーン強靱化やモノづくりの基盤強化を図る、地域産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 号チに該当するもの）を行うことにより、モノづくりにおける我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

- (23) 名称：国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業

内容：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域において、保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止する措置を講じた上で、薬局開設者が、その薬局で行う調剤の業務の一部を他の薬局で行うことを当該他の薬局の薬局開設者に委託する事業を実施する。

- ① 愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市が薬局に対する指導監督を実施する以下の地域
・愛知県全域【令和 8 年度より実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、農業、医療、教育等の総合的な規制改革の実現が図られ、愛知県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

- (1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、新規開業直後の企業やグローバル企業の設立等を促進するため、事業実施者の早期選定を行い、名古屋市内において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 28 年 4 月より実施】

- i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）
ii) 設置場所：愛知県産業労働センター

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・ 弁護士又は雇用労働相談員（社会保険労務士に限る。）による個別訪問指導等
- ・ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・ セミナーの開催等

(2) 事項：自動走行の公道実証実験を促進するための「自動走行実証ワンストップセンター」の設置

内容：自動走行の公道実証実験（以下「公道実証」という。）を促進することにより、完全自動走行の早期実現を図るため、公道実証を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「自動走行実証ワンストップセンター」（以下「自動走行センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成29年9月中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び愛知県

ii) 設置場所：愛知県庁（愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2）

iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

iv) 事業内容：自動走行センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 公道実証に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関への確認を含む）、関係機関との調整
- ・ 公道実証を実施しようとする者と実証エリアの提供者（市町村）とのマッチング
- ・ 公道実証の実施に係る警察、道路管理者、地方運輸局への事前連絡（実施主体から提出のあった届出書の写しの提出）
- ・ 公道実証の実施に係る地域への周知等
- ・ 自動走行センターの取組の広報
- ・ 公道実証に必要な手続の改革提案の受付 等

(3) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「愛知県行政支援窓口」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「愛知県行政支援窓口」（以下「支援窓口」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び愛知県
- ii) 設置場所：愛知県が整備する「STATION Ai」内
- iii) 実施体制：起業に関する専門家、愛知県職員を配置する。
 - ・起業に関する専門家は、組織運営に長けた者を1名以上配置し、本事業が「区域方針」及び「愛知県国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び愛知県と行う。また起業に関する専門家は、その運営に関する責任を負う。
 - ・愛知県職員は、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
- iv) 事業内容：支援窓口が実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

 - ・起業に関する専門家による申請書等の作成支援
 - ・愛知県職員から各省庁の管轄する窓口への連絡調整
 - ・セミナーの開催による支援窓口の取組の広報 等
- v) その他：支援窓口には起業に関する専門家が常駐し、相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前9時から午後6時までとする。

愛知県内の各創業支援施設や、国家戦略特区の取組である「愛知県雇用労働相談センター」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

(4) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「愛知県人材流動化支援窓口」（以下「支援窓口」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国及び愛知県
- ii) 設置場所：愛知県内
- iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と愛知県が連携して実施する。
- iv) 事業内容：支援窓口が実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・創業者と民間企業等の専門的スキルを有する人材の交流及びマッチング
 - ・制度や創業者、人材交流のイベント等についての情報提供

5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(1) 名称：民間事業者による公社管理道路運営事業

内容：公社管理道路運営事業の特例

(構造改革特別区域法第 28 条の 3 に規定する民間事業者による公社管理道路運営事業)

愛知県道路公社が管理する有料道路 8 路線※について、公社管理道路運営権を設定し、利用料金を自らの収入として収受させる等、民間事業者による公社管理道路運営事業を実施する。【平成 28 年度より実施】

※ 知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、衣浦トンネル、猿投グリーンロード、衣浦豊田道路、名古屋瀬戸道路

- i) 実施主体：区域計画の認定後、愛知県道路公社から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）に基づく公共施設等運営権を付与された民間事業者
- ii) 開始の日：国家戦略特別区域計画の認定を受けた日
- iii) 区域の範囲：名古屋市、半田市、碧南市、豊田市、常滑市、東海市、大府市、知立市、日進市、長久手市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の区域（※上記の有料道路 8 路線が所在する市町の区域）

(2) 名称：特産酒類の製造事業

内容：酒税法の特例

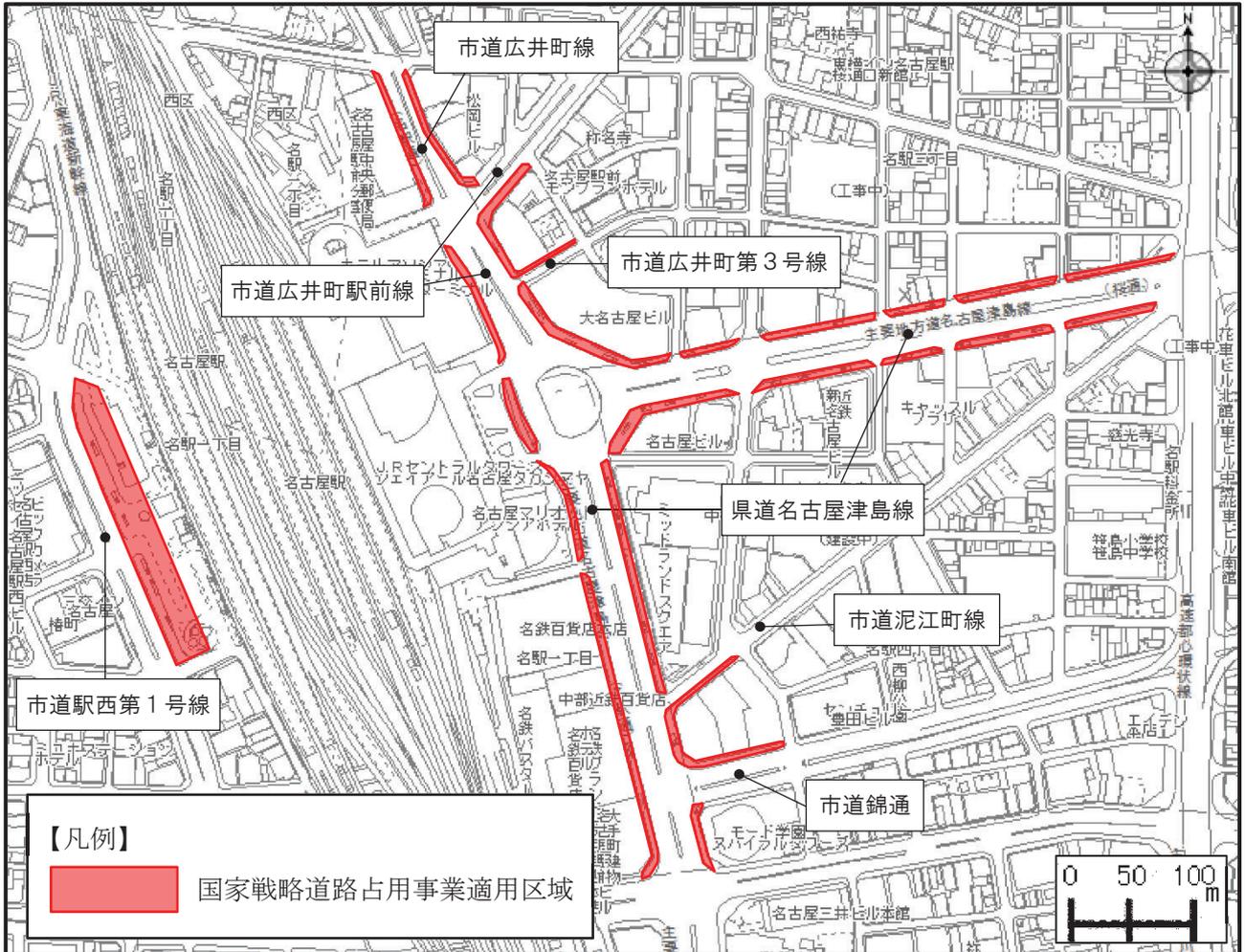
(構造改革特別区域法第 26 条に規定する特産酒類の製造事業)

愛知県豊橋市内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、柿又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6 k1）が 2 k1 に引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となることで、多様な農業経営スタイルの実現や地域ブランドの創出を促進し、地域資源を活用した観光ビジネスの振興に寄与する。【令和 7 年度より製造開始予定】

規制の特例措置の適用を受けようとする者等 別紙 3

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

市道広井町線、市道広井町駅前線、市道広井町第3号線、県道名古屋津島線、市道泥江町線、市道錦通、市道駅西第1号線



① 北名古屋市

事業実施区域における工場において、生産施設の建替えや増設を計画するにあたり、現在適用されている緑地面積率、環境施設面積率の基準のもとでは、用地確保が困難な状況も相まって、工場立地法の面積規制を充足しつつ、生産性の維持・向上は困難であり、既存工場の定着が図れない。

また、企業誘致において、緑地面積率等の緩和は敷地の効果的な利用による生産施設の新增設を促し、VUCA 時代に企業に求められる迅速な意思決定を行うことができる事業環境を整備することとなり、付加価値の高い工場の誘致に寄与すると考えられる。

そこで、国家戦略特区制度の趣旨を踏まえ、産業の国際競争力の強化のため、事業実施区域における生産施設の新增設の促進を目的とし、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

ア) 事業実施区域（別紙 2－1 の区域）

北名古屋市 都市計画マスタープランの土地利用方針において「産業系市街地」として位置づけられた地域（総合特別区域法第 23 条第 1 項の規定に基づき、工場立地法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定める条例を適用する区域を除く）

事業実施区域は本市の周囲を通る高速道路・国道の周辺に位置する都市計画法上の工業系用途地域及び市街化調整区域である。当該区域は産業の立地ポテンシャルが高いため、地元企業の育成及び優良企業の誘致による新規立地を促進することを目的として、都市計画マスタープランの土地利用方針において「産業系市街地」として位置づけている。

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

地域の産業の国際競争力の強化、経済の活性化に向けて、生産施設の新增設の際の自由度を最大限に高める必要がある一方で、実施に際し配慮すべき生活環境との調和の観点から、緑地率について一定の整備負担を求めることも必要である。以上の考えのもと、ア) の事業実施区域においては、緑地面積率及び環境施設面積率を 5%以上とする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地の緑地への算入割合
「ア）事業実施区域」に記載の区域	100 分の 5 以上	100 分の 5 以上	100 分の 50 以下

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

本市では、「北名古屋市宅地開発行為等に関する指導要綱」に基づき、特定工場等の立地の際に生活環境との調和に配慮することを事業者を求める。また「北名古屋市緑の基本計画」に基づき、民有地（工場・住宅地を含む）における緑化を推進するため、北名古屋市都市緑化推進事業費補助金を交付し、生活環境との一層の調和を図る。

北名古屋市宅地開発行為等に関する指導要綱

● 近隣住民への事業計画説明

以下事項の説明を事業者を求めることで、事業実施前に想定される工場周辺に及ぼす影響を抽出し、具体的な対応方法の協議を市と事業者で行っている。

- (1) 建築主、設計者、工事監理者、工事施工者等の住所、氏名及び連絡先
- (2) 敷地形態、規模及び配置計画
- (3) 工期、工法及び作業方法(工事車両の運行の日時、頻度、工事車両の規模、進入路等)
- (4) 工事中の騒音、振動等の防止及び工事中の安全対策
- (5) 完成後の雨水、処理水、騒音等の環境対策
- (6) 近隣住民が当該事業により影響を受けることが予想される事項
- (7) 上記に掲げるもののほか、近隣住民が説明を求めている事項

● 緑地の配置について

以下3つの方針を踏まえた緑地の配置についての協力を求め、周辺住民と工場間に適切に緑地を配置することで、物理的・心理的緩和効果を高めている。

- (1) 緑化は、周囲の景観を高めるために、道路に面する部分に沿って生け垣を設置しなければならない。
- (2) 樹木の植栽は、高木、中木、低木等をバランスよく配置すること。
- (3) 樹木の維持管理は、適切に行うように努めなければならない。

● 事業改善の指示

事業期間中に事業区域及びその周辺で公共・公益施設等に改善の必要が生じた場合は、当該区域での事業に対して改善の指示を実施する。また、改善の指示を受けた事業者に講じた措置の報告を求める。なお、工事中においても必要に応じ事業についての報告を求め、又は立入調査を実施する。

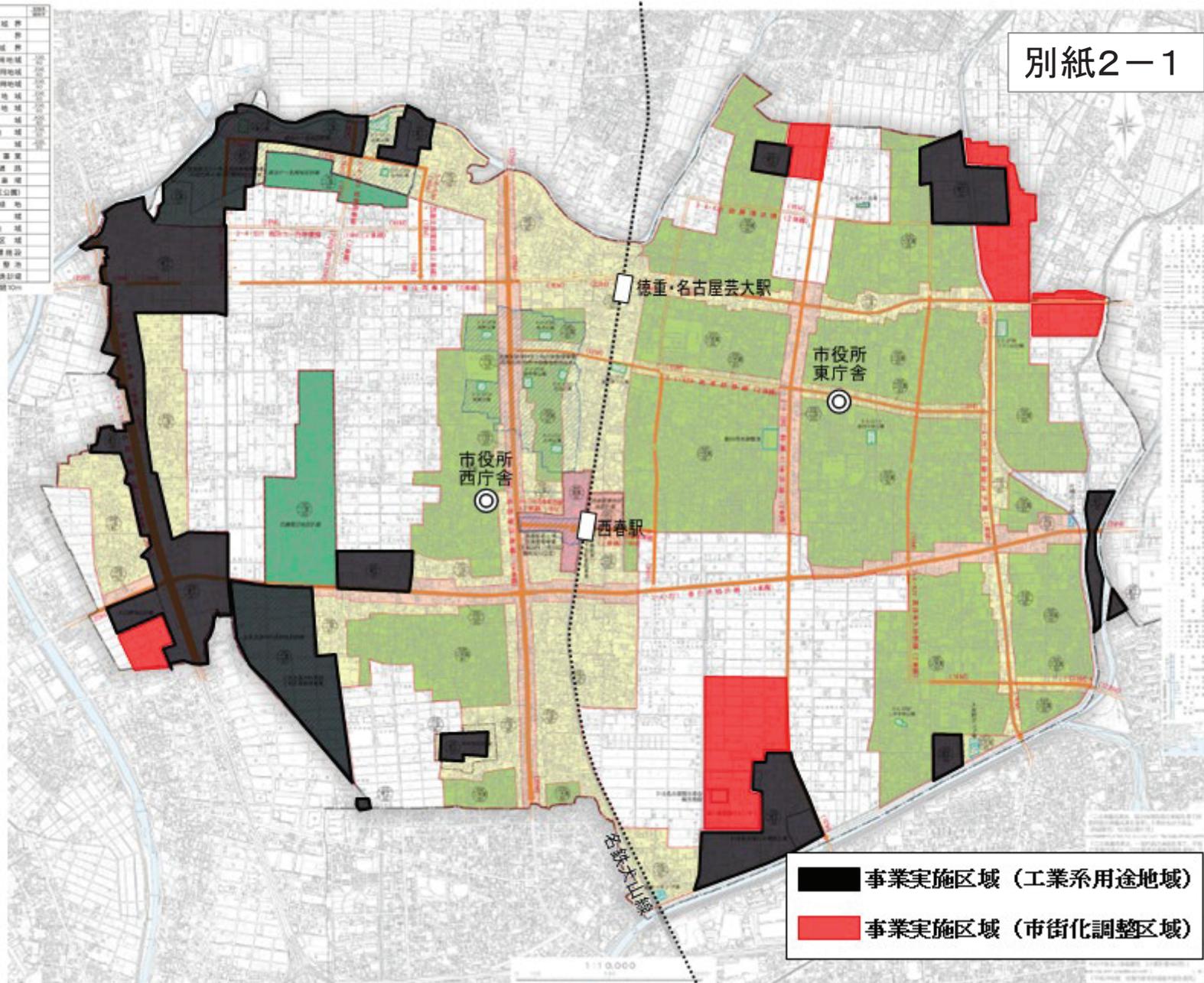
民有地（工場・住宅地を含む）における緑化推進

● 北名古屋市都市緑化推進事業補助金制度

緑豊かなまちづくりと良好な生活環境の保全及び改善を目的に、住民・事業者等が実施する緑化工事（屋上緑化及び壁面緑化・駐車場緑化・空地緑化・生垣設置）に要する費用に対して補助金の交付を行うことで、住民主体の生活環境の維持・発展を支援する。

凡 例	
	都市計画区域境界
	市 街 化 区 域 界
	第一種住居地区準用地区
	第二種中高層住居専用地域
	二 種 住 居 地 域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	土地区画整理事業
	都市計画道路
	都市計画駐車場
	都市計画公園(地区公園)
	都市計画緑地
	防火地域
	準防火地域
	地区計画区域
	流域下水道処理施設
	オンブ成・調整池
	汚物処理場・ゴミ焼却場

※第一種住居地区準用地区：高さ制限10m



事業実施区域 (工業系用途地域)

事業実施区域 (市街化調整区域)

1. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

愛知県豊橋市において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、柿又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒を製造しようとする者。

2. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本国家戦略特別区域計画の認定を受けた日

3. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 1 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

愛知県豊橋市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 1 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

上記 1 に記載の者が、愛知県豊橋市において、特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

4. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、愛知県豊橋市において、特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6k1）が 2k1 に引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、地域での新たな起業や事業展開に繋がり、農業者の経営多角化、新規就農者の増加、新たな地域ブランドの創出が図られ、地域の活性化に繋がるものである。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査や調査の対象となることから、愛知県豊橋市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。